

令和2年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和2年12月8日 午後1時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 8人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	_____	町 民 課 長	_____
福 祉 課 長	_____	子 育 て 健 康 課 長	_____
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	_____	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 事件撤回請求について

追加日程第 1 議案第 64号 物品購入契約の締結について (令和2年度松田町立小中学校校務用
パソコン購入)

- 追加日程第2 議案第65号 松田町公園条例等の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第38号 松田町生涯学習センター条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第3 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第4 議案第50号 松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第5 議案第61号 松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第6 同意第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第12号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 同意第13号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 選挙第3号 松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第4号 南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙について
- 追加日程第3 議案第64号 物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）（総務文教常任委員会報告）
- 日程第11 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、こんにちは。松田町議会定例会本会議4日目、最終日を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。町長の説明は今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。なお、神静民報社から写真撮

影、録音、パソコンの使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

会議に先立ち皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(13時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「事件撤回請求について」を議題といたします。

町長から事件撤回の理由の説明を求めます。

町 長 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

松第1381号、令和2年12月7日、松田町議会議長 飯田一殿。松田町長 本山博幸。

事件撤回請求書。令和2年12月2日提出した下記事件は、次の理由により撤回したいので、松田町議会会議規則第19条の規定により、請求します。

記、件名、議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）

理由、議案及び参考資料に訂正が生じたためでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）の事件撤回について、許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）について、撤回を許可することに決定しました。

暫時休憩します。再開は1時10分からとします。 (13時05分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時10分)

休憩中に議案が提出されました。議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）が町長より提出されたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）を日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

（議案配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例が町長より提出されたので、この議案を追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例を日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

（議案配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の取扱い等について審議してください。 (13時17分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時54分)

この議案の取扱いについて、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。それでは議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第64号物品購入契約の締結について及び議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、12月8日、午後1時半より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期の変更はありません。

次に、審議内容について申し上げます。議案第64号物品購入契約の締結については、議案第55号の審議に関連する再上程されました物品購入契約でありますので、委員会付託ということで、総務文教常任委員会に付託をします。

次に、議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例については、委員会付託、観光経済課を所管します産業厚生常任委員会に付託ということで多数の意見がございましたので、それに決したいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

議長 議会運営委員会の報告が終わりました。お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議長 追加日程第1「議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）。

令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入について、次のとおり契約を締結するものとする。

- 1、契約の目的。令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。
- 3、契約金額。金763万9,500円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金69万4,500円。）
- 4、契約の内容。小中学校校務用パソコン購入。

5、契約期間。自、町議会の議決を得た日。至、令和3年1月29日。

6、契約の相手方。神奈川県厚木市田村町8-10、本厚木トーセイビル、株式会社JMC神奈川中央支店 支店長 市川峻。

令和2年12月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。よろしくお願ひします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入について）御説明を申し上げます。

1枚おめくりください。参考資料1を御覧ください。件名につきましては、令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入でございます。

場所につきましては、足柄上郡松田町松田庶子204番地、松田町立松田小学校ほか2校でございます。寄小学校、松田中学校、合計3校分でございます。

納期につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内、令和3年1月29日まででございます。

契約金額につきましては、763万9,500円。

前金払、部分払、契約保証金につきましては、なしでございます。

契約金支払場所につきましては、松田町指定金融機関松田町役場派出所になります。

上記委託について、発注者と受注者はおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和2年11月4日、発注者、受注者はそれぞれ記名押印したものでございます。

1枚おめくりください。参考資料2を御覧ください。入札につきましては6社でございました。応札されたのは1社でございます。うち4社は当日辞退、棄権1社でございました。入札額が694万5,000円で、税込みの落札価格が763万9,500円の株式会社JMCでございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。パソコン購入の仕様になります。1、件名、2、納品場所、3、納期につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

4、機器等の内容につきましては、機器等の学校別内訳につきましては、松田小学校10台、寄小学校3台、松田中学校27台の合計40台になります。

次に(1)①のハードウェア、機器につきましては、校務用ノートパソコンでございまして、教職員用が使用しますパソコンでございます。仕様につきましては、最終ページを御覧ください。別紙仕様書、仕様明細書のとおりでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 1点だけ、学校で使われるパソコンですよね。今まで何か専用のソフトを入れて学校で授業されていたのかと思うんですけど、そのソフトはここには入っていないんですよね。そこだけです。

教 育 課 長 この契約には入っておらず、別のものになります。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 追加日程第2「議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。
令和2年12月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、観光・地域振興拠点でもある西平畑公園内の施設が、おのおのの強みを最大限に生かして相乗効果を発揮する体制を構築し、持続的かつ安定した施設の運営を図るため、所要の改正をしたいので御提案するものであります。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、まず、提案理由に基づきまして、西平畑公園及び園内に所在いたします3つの施設の設置管理条例におきまして、入園料や使用料、これを創設するためにですね、関係する4つの条例の一部改正を一括で行わせていただく条例でございます。

議案第32号につきましては、産業厚生常任委員会等で審議を重ねた結果、否決という結論に至っておりますが、今回再度提案させていただく本件につきましては、同委員会におきましてですね、また報告書におきまして付されました申入れ事項、御審議いただいた内容、こういった御意見を参考として、改めて上程をさせていただくものでございます。

それでは、それぞれの条例の改正内容につきまして御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、横面の参考資料1の新旧対照表のほうで御説明を申し上げます。

それでは、参考資料1の、まず1ページ目から7ページ目までにつきましては、松田町公園条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨につきましては、公共の福祉に寄与する公園本来の目的を果たすことはもちろんのこと、観光的な側面も有します西平畑公園におきまして、来園者に安全また快適にですね、公園を利用していただくために必要となる維持管理に要する経費を確保

するなど、持続的かつ安定した公園の運営を図るものでございます。

公園条例につきましては、上位法でいわゆる都市公園法に準拠した内容が多
うございますが、まず、この1ページ目、第1条、目的におきましては、「健
全な発達」とあったものをですね、「健全で持続的な発達」というふうに改め
させていただいております。（「可能な。」の声あり）あ、すみません。「持続可
能な発達」というふうに改めてございます。

それ以外、改正の内容につきましては、大きく2点でございます。1つは、
桜まつりで大変御苦勞を伴ってですね、徴収していただいております、まず
協力金、これを法令による拘束力ある入園料を創設させていただくこと。

もう1点につきましては、平成8年度から据え置いてきましたふるさと鉄道
の乗車料を改正するものでございます。恐れ入りますが、参考資料1の4ペー
ジを御覧いただけますでしょうか。こちらにつきましては、入園料に関する規
定、先ほど申し上げた入園料の規定創設でございます。第22条から24条で新設
としてございます。22条におきましては、町民及び在勤の方につきましては入
園料の免除という規定もございます。

同じく、7ページを御覧いただけますでしょうか。7ページにつきましては、
入園料を18歳以上は500円、6歳以上18歳未満は300円、これを上限とする別表
第1を新設してございます。なお、料金の上限につきましては、条例上、指定
管理者が管理する場合の上限という表現でなっております。まず、実際直営で
運営するに当たりましては、他の施設同様にですね、この改正後の条例第23条
の減免の規定を用いまして、徴収する期間、料金設定、これをしてまいりたい
と存じます。料金をですね、上げれば来園者の減少にですね、つながってしま
う、こういった悪循環も想定しなければいけないと、こういう御意見も承って
まいりました。そういった中で、サービスに見合った、御理解の頂ける運用、
これを心がけてまいります。なお、大変恐縮でございますが、今説明申し上げ
たこの入園料、また使用料と、この後出てくるんですけれども、上限また減免
の考え方につきましては、同じような考え方で御理解を頂戴できればと思いま
す。

次に、2つ目の改正内容でございますふるさと鉄道の使用料につきましては、

7 ページ、その下のほうの表ですね、別表第 3 におきまして、12 歳以上 300 円であったものを、18 歳以上 500 円、3 歳以上 12 歳未満 200 円であったものを 3 歳以上 18 歳未満 300 円と、上限額を改めさせていただきます。

それ以外、各ページにわたりますけれども、おおむね新たに条項を加えたこと等によります条ずれ、また指定管理者の導入に伴います読み替えの規定となります。

それでは、続きまして 8 ページを御覧頂けますでしょうか。こちら 13 ページにかけまして、松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となります。改正の趣旨は、特にこの地域振興機能を強く有する当該施設におきまして、利用者のニーズに応じた施設の利活用を促進するとともに、持続的かつ安定した運営に必要な収入を確保する、こういった自走性を目指す施設でもございます。

8 ページの第 2 条、こちらにおきまして、まず設置時の目的でございました松田山農業の振興という設置時からの目的がございまして、こちらを今の現状に照らしまして、松田山の農業と観光の振興というふうに改めさせていただいております。主な改正の内容といたしましては、ハーブ館のレストラン、また工房、これを時間単位・月単位で占用的に貸し出すことを想定した使用料の創設でございまして。

8 ページ目の第 8 条から 11 条におきまして、まず占用使用という新たな手続を想定した許可等の手続の規定でございまして。

また、すみません、10 ページになりますが、第 12 条から 11 ページの第 18 条にかけて、これが使用料の徴収の規定と、また使用者の義務、賠償責任についての規定を加えてございます。

そして 12 ページの第 20 条におきましては、指定管理者制度の導入を想定した利用料金の収入に係る規定として、料金の額はあらかじめ町長の承認が必要であることなどを規定してございます。

そして、使用料の金額につきましては、別表としてレストランは 1 時間 1 万円、1 か月であれば 14 万円、工房は 1 時間 2,000 円、1 か月であれば 3 万円、これを上限として規定してございます。上限、減免の考え方は、先ほど述べた

考え方と同じでございます。

なお、ただいま説明した以外の改正につきましては、またおおむね条ずれ等に係る改正となりますので、進めさせていただきます。

続きまして、14ページをお願いいたします。こちらは19ページにかけまして、松田山、西平畑公園管理交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となります。改正の趣旨にいたしましては、子どもの館の魅力を生かした多種多様な事業への利活用をさらに促進し、持続的かつ安定した施設の運営を図るものでございます。また、本条例におきましては、産業厚生常任委員会報告書での申入れ事項でございました管理交流施設という名称がなかなか浸透しておらず、子どもの館というのが一般的に皆さんが呼称しているところでございます。また、重ねてきた歴史等も勘案いたしまして、条例の題名はもとより、第2条以下ですね、施設の名称を改めてございます。

第3条の目的を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、従来管理、公園の管理また都市との交流、文化というような順序で目的を現行あったものをですね、順序を改めさせていただいております。特に文化というところに関しては、表現をですね、施設設置時の夢と創造力を豊かに育てほしいという思いを踏まえて、このように改正をしております。

その他、主な改正の内容は大きく2点でございます。1つは、今後指定管理の導入を念頭に、同館で開催するイベントにおける入館料の創設、2つ目としては、現在の占用使用料が比較的安価であることから、1つ目の改正同様ですね、指定管理者制度の導入を念頭とした上限額の改正でございます。

15ページを御覧いただきたいと思っております。入館料に関する規定でございます。第6条から第8条で新設をしております。

続きまして、恐れ入りますが、18ページをおめくりいただきまして御覧願います。入館料に関しましては、18歳以上500円、6歳以上18歳未満は300円を上限とする別表第1を新設しております。そして、2つ目の改正内容でございます子どもの館の占用使用料の改正につきましては、その下の表、別表第2におきまして1階、1時間1万円、2階においては同3,000円ということで、こちら上限額を改めております。この改正につきましては、改正幅も大きいこと

からですね、運用につきましては指定管理者制度の導入、これが前提となるかなということで、使用される内容また参加費を徴するイベント、こういったようなものが想定されると考えております。

なお、ただいま説明した以外の改正につきましては、条ずれ及びですね、ここは施設名の変更が多うございますので、そういった改正となっております。

それでは、最後に20ページのほうをお開きください。こちら24ページにかけまして、松田町自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となります。改正の趣旨は、自然館の特色でございます豊かな自然、森林や自然を生かした多種多様な事業への利活用、これを図りまして、持続的かつ安定した施設の運営を図るものでございます。

第3条を御覧ください。3条におきましては、目的でございます。これも同委員会におきまして立地特性、また自然の豊かさに係る御意見を多数頂戴したことからですね、「自然」という従来の表現の前に「豊かな」ということを加えさせていただき、また併せて「地域振興」の前に「持続可能な」という表現を加えてございます。

主な改正の内容は大きく2点でございます。今後指定管理者制度の導入を念頭に、同館で開催するイベントにおける入館料と占用使用料、これの創設でございます。

考え方は、子どもの館と類似するものでありますので、ただ、前提として自然館は従来使用料等の規定がございませんでしたので、こちらは両方とも創設ということでございます。

20ページにおきまして、入館料に関する規定、これを第6条から8条で新設、さらに、恐れ入ります、23ページを御覧いただきたいと思っております。入館料に関しましては18歳以上500円、6歳以上18歳未満は300円を上限とする別表第1を新設。そして2つ目の改正内容であります占用使用料におきましては、ちょっとお戻りいただくと、21ページにですね、使用料の徴収に係る規定を、そして24ページの最後ですね、最後のページになりますが、別表第2におきまして、観察室1時間1万円を上限として定めてございます。こちらの改正についても、新設による影響が大きいと思われれます。その運用につきましては同様に指定管

理者制度の導入を前提と想定しておるところでございます。

改正条例の内容に係る説明は以上となります。恐れ入りますが、議案の最終ページのほう、議案最後、12ページです。こちらのほうを御覧いただきたいと思っております。附則でございますが、施行期日は公布の日とさせていただいております。

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。雑駁な説明で恐縮ですが、御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番 井 上 2点あります。まずですね、議案の7ページの上段に、農林漁業体験実習館、ハーブ館のですね、使用料のレストランと工房のそれぞれの部分がございます。これはですね、1時間1万円、または工房2,000円、1か月というふうになっていますけれども、この別表の料金設定というのは、ちょっとその意味合いとしてですね、利用者へのサービスのためにここを営業する人に対して安価に貸出しをしているというふうなものなのか。それとも、ここの部分を自分たち、例えばグループで利用する場合に、そういうグループでの利用を想定してですね、レストランで例えば1時間というわけにはいかないもので、2時間とか3時間でパーティーをやると。外部は利用できないというふうな利用の仕方もあるかと思っております。そういった利用の方法があると思いますが、この条例の一部改正の中ではですね、これは1時間と、あと1か月がありますが、どのような意味合いを持った使用料のものになるのかということです。

あとですね、条例の12ページでですね、附則の中でありましてけれども、公布の日から施行するというとですね、なかなかこの辺の周知を図る期間というのはどうするのか。通常こういうふうにはですね、町民とかですね、利用者に対する負担を強いる条例については、ある程度ですね、前もって周知を図るという中から、同日施行というのは好ましくないのではないかとというふうに考えます。例えば3か月とかですね、半年後にですね、施行日をもってくるというのが通常であり、いきなり公布の日からやって料金が発生するとか、そういったことに対する町民への影響を少なくする、周知を図るということが必要かというふ

うにと思いますが、その辺についてどういうふうにお考えになるのか、お願いをいたします。

観光経済課長　それでは、2点頂きましたので、まず1点目でございます。7ページのハーブ館におけるレストラン、工房の別表に係る使用料の関係でございます。今、議員がおっしゃってくれた2つのパターン、1つは自己利用的な部分、もう1点はサービスの部分、外部から来たお客様にサービスする部分、これ、営業的な面かと思えます。現在想定しておりますのは、営業的な部分に関しましては、この表を見ていただきますと単位が書いてございます。1時間というものと月単位。営業的な面におきましては、月単位でもこんな短い期間で営業というのは成り立たないというような御意見も頂いていますけども、ある程度長い期間を借りていただくというのが月単位のものかなと。時間単位につきましては、今との兼ね合いが出てこようかと思えますが、その時間的なものですね、タイミングを見計らってこういう時間貸し、自己利用の形にも道を開きたいというふうに考えておるのが1点目でございます。

2点目につきましては、周知のお話もごもっともでございます。先ほど御説明を申し上げていた中でですね、いわゆる運用の条例の使用料、入園料、いろいろなものの運用のお話を少しさせていただきました。各使用料等につきましては、基本減免ということが条例の規定上、併せてセットでここで御提案をさせていただいております。いわゆる今現在すぐにですね、公布して施行といっても、町としてこれを収入するということがなかなか難しいと考えております。まず理解が頂けるのは、まず桜まつりの協力金、これが入園料にさせていただくことがないましたらですね、これはまず理解がいくところかなと。これに関してのものができるかなと。それ以外に関しては、やはり一定の周知期間、上限を今、定めておりますが、これを運用する際にですね、そのタイミングと金額、これは委員会の中でもその金額面の運用のお話はさせていただいたところですけども、そういったものをよく勘案しながらスタートさせる。その前には周知期間というのを設けたいと考えております。

6番井上　まず7ページのほうですね、条例が想定をしている目的という説明は分かりました。条例のほうの審議にかかりますと、じゃあこの値段が適当なのかどう

なのかというところで、やはりそれぞれの利用形態なりで、原則こういうですね、公的な施設ではですね、基本的には営業利益は求めないということであると、例えば1万円、レストラン1万円の使用料設定というのは、光熱水費等がですね、どのくらいかかるのかというふうな想定の中ではないかなというふうに思いますが、その辺の積算がどうなのか。14万円、レストランが1か月14万円という金額というのは、その辺の積算がですね、根拠、積算の根拠がどういうものなのかというのをですね、お示しをしていただきたいということで。

あと、最後の公布の附則のほうの説明が今ありましたが、やはり例えば桜まつりの入園料の話を説明いただきましたけれども、やはり条例化の中での入園料というところで、やはり今までの協力金は条例制定という、そういう強制力を持たないお金だということと、やはり入園料となるとですね、やっぱりその重みというのは全然違うということで、そこが簡単に理解を得られるということがですね、ちょっと説明の中で不明でありました。より重要な意味合いがあり、例えば町内在住の方は免除というふうな規定がありますけれども、じゃあ親戚の人が来て、一緒にじゃあ桜まつりへ行くんだというところはですね、やはり町民の感情としては十分に知らされていないと。と、そこで入園料の負担をせざるを得ない、親戚の方がそういう入園料を取られるということに対しての理解というのはですね、やはり条例制定化をした入園料だという意味合いをもう少し重く考えないといけないのではないかなというふうに思いますので、周知方法等についてですね、再度お願いをしたいと思います。

観光経済課長 改めて2点頂いたわけでございますけれども、1点目のその積算の根拠につきましては、基本的にはですね、全体の施設運営のシミュレーションの話の中でお話をさせていただいた面が1点。あと、これは委員会の中でもたしか資料まではお配りできておらなかったと思いますが、行政財産の目的外使用に係る規定をですね、援用しまして、面積等から計算したのも。また、光熱水費、人件費、こういったものから割り返して、基礎的な金額をまず定めております。ただ、プラスアルファですね、この条例趣旨の目的の中で申し上げている民間との連携、いわゆる指定管理をしたときにですね、この幅というのを大きく持たせていただいたということが1点ございます。

すみません、2点目の内容につきましては、いわゆる周知方法でございますけども、今御指摘がございました。どうしてもルールとしましては、御親戚のお話も頂戴しましたけれども、何らかの形でやはり来ていただいたときに町民の方というのは、それを少し証していただく必要はあろうと思います。それ以外の方につきましては、大変恐縮ですが、入園料は頂かねばなりません。そういった中で、周知方法というのはですね、事前の周知はやはりいろいろポスターもチラシもそうですけども、皆様に御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

6 番 井 上 その2点の説明は分かりました。7ページのほうのですね、別表関係、ほかにもいろいろですね、料金の設定があります。そういったですね、今説明をしていただいたような、そういった資料があるのであればですね、参考にとかですね、また町民に対する説明のためにも、こういうふうな積算根拠があるので、こういうふうな料金設定だよという説明がですね、これだけだと全然私からですね、町民には説明が大分難しいと思います。ぜひですね、そういった資料をですね、出していただけるよう要望して終わります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

11番 寺 嶋 何点かお尋ねします。2ページの入園料の減免ということで、第23条、町長は公益上その他特別の理由があると認めるときということで、まず1つ。この公益上とその他特別の理由があると認めるときというのは、どういう場合を想定しているのか。それから、入園料の全部または一部を免除するというので、全部は免除って分かるんですけど、一部というのは幅広いんですけどもね、これはどういうふうに解釈したらいいのでしょうか。

それから2点目はですね、自然館とかハーブ館とか、1時間当たりの使用料がね、載ってますけど、これは最大限ということなんですが、さっき説明ですと、この使用料の賃貸しにつきましては、指定管理者を想定したことで一応金額が一応定めるといことなんですけども、ただ、すぐはならないわけですよ。当面直営になるのかと思いますけども、直営の場合でもこれはこの条例案のとおりね、これ、徴収していく考えなのか。その辺についてお伺いをいたします。

観光経済課長 ただいま頂きました御質問、1点目の公益上の減免でございますが、これにつきましては規則で定めることとしておりまして、入園料の減免、規則のまだ当然、案でございますが、この中でですね、規則の案でございますが、これ、委員会の中でも求められまして、御提示はさせていただいているところがございます。規則の中にですね、例えば町が主催する行事のとき、さらに国または地方公共団体が主催する行事に使用するとき。その他町長の特認事項として入園料の減免というところを規則で定めております。

2点目が、最大上限、これは使用料等を含めて上限の金額が大きい、これが町の直営の場合には、すぐどうするのかという話でございますけども、町の運用は委員会の中でも申し述べておりましたが、今現在御理解が得られるところは、先ほど申し上げましたけども、桜まつり、今はこの1点でございます。それ以外の使用料につきましては、上限の金額を私ども直営でやった場合には非常に厳しいものと考えておりますので、とてもその金額でやろうとは思っておりません。そういったお金を頂ける我々としての取り組みですね、これが形になるような際に、先ほどお話もありました周知期間も含めた中で御説明して運用したいと。今、当面この中ですぐに入館料を取る、使用料をこれでやるというスタートをする予定ではございません。

11番 寺 嶋 減免のほうですけどもね、町民、町内の方は免除とあって、あるんですけど。一応ね。この一部なんですよ。全部というのは免除でね、一部、一部分を減免するということは、減額だよ。減額と免除というのはまた違うと思うんですよ。だから、一部という、この入れたというか、これはどの辺ぐらいまでの範囲の一部という定めるといふ、したいのかね。入園料の減額と免除。免除はわかりますけど、減額ね。一部ということで、再度お尋ねをいたします。

観光経済課長 ただいま御質問ありました、部分的にというところであろうかと思えます。一応運用の中で考えておりますのは、団体で来ていただく場合、こういったときには、例えば今現在もロウバイ園等でもですね、団体割というような仕組みを設けて運用しておりますので、そのようなことを想定しております。

議 長 ほかにございますか。

1番 唐 澤 4ページ目、新設の先ほどから出ている協力金から入園料というところなん

ですけど、この名目を変える。やはり条例がかかっているか、かかっていないかという大きな、言葉が変わるだけってとられるかもしれないんですけど、かなり意味合いが変わってきます。その上でですね、今までの説明の中で、やはりちょっと一生懸命頑張ってくださいという町の団体の方々が、やはりこの協力金という名目であるから、いろいろと協力を得られない状況があり、大変だという声があると。だから条例をかけて入園料にしてほしいという依頼なんですけれども、どこの民間企業もですね、やはり企業努力でそういうところを頑張っているわけです。でも、ここに条例をかけるとなるのであれば、名目を変えられるだけの説得材料というものをもう少し欲しいなと考えています。例えばですね、そのような声がありますけれども、協力金を集めて来場される方々、半数以上の方が例えば協力金を払ってくれているとか、そのようなデータ、裏づけを基に、これは入園料として進めていけるだけの価値がある内容なんだというふうな説明をできれば頂きたい。その辺りを担当課の方々はどのように考えているのかを御説明してください。

観光経済課長 御指摘ありがとうございます。まず、協力金につきましては、本当に多大な御協力をボランティアでやっていただき、まちづくりにつながるという思いを、この間の意見交換会でもお伺いしたところでございます。私のほうからのこういった大事な要素を御説明できなかったことに関しては、まずおわびを申し上げます。

その上でですね、客観的な数字ということかと思えます。昨年と一昨年、この2か年でやっておるわけですけども、一昨年におきましては、まず16万人のお客様が来場されました。その中で徴収…御協力を頂いたという表現ですかね、こちらの方がですね、7万3,726人、割合にいたしまして46%でございます。また、この2年目、昨年ですね、昨年度といいますか。こちらにつきましては、来場していただいた方が11万人で、御協力を頂いた方が6万6,227人、パーセンテージにしておおむね60%ということでございます。

1 番 唐 澤 来場数は減ってはいますけれども、協力してくださっている方が増えているということは、皆さんのほんと努力の結果が現れていることだと思うので、そういうあたりのプラスの要素というのを、やはり議会側にもどんどん出して

きていただきたい。そこがあるのとないのとでは、やはり判断の仕方も変わってきますので、今後どうぞよろしく願いいたします。引き続き努力のほうも、よろしく願いいたします。

議
町

長 ほかにございますか。

長 本当に協力金となると、やっぱり取れない部分があるんですね。1割、15%。その分が入園料になることによって、しっかりと理解を頂いた方に入園をしっかりと頂くということになります。ですから、今回は本当に入園料をお認めいただくとなると、そういった入り口の部分のところのいろいろあることも減りますし、きっちりとした形で収入が得れるようになれば、それに対して今回、特にコロナ対策だとかですね、そういったこともやらなきゃいけない。去年は協力金という形でやってもらっていたんですけども、非常に皆さん方に御協力いただいて、大名行列をプラスアルファやってくれたんですね。協力金の中であれ、大名行列1日もう着替えて何かするだけでも何十万お金がかかるわけなんです。そういったことで、地元の若い方々が桜まつりに来ていただいた方に少しでも、来てよかったねという、桜と富士山だけじゃないよということをやっていたというところが、まさに皆さん方の思いだと思います。ですので、今年は全体的な収入、コロナの関係で下がるかも分かりませんが、そういった取りっぱぐれといいましようかね、そういったことがないようにしながら、またポストコロナというか、来年のまた、再来年のまつりにもつなげて、リピーターにつなげていきたいという思いもしっかりお持ちなので、そういったものも含めながらですね、今後も議員の皆さん方には丁寧にその状況もお伝えをしていきたいというふうに考えています。以上です。

議

長 ほかにございますか。

5 番 田

代 産業厚生に付託ということなので控えておりましたが、総務の方から私の考えている質問が出ませんでしたので、付託ですけれども、1点これだけは確認させていただきたいということで発言をさせていただきます。

2つ分からない点があります。これについては町長にお答えをお願いいたします。本日午前中に頂きました今回の条例提案に基づく説明資料ですね、これに基づいて質問をさせていただきます。

まず1点目です。我々が産業厚生常任委員会として西平畑公園、これは4つの施設があって、その施設ごとに条例があります。それをおのおの変える条例で提案ありましたけれども、ほかの者が見た場合、職員以外の者が見た場合に、別々であるので分かりにくいと。これについて一本の条例にしていきたいという申入れをしております。ところが、今回の説明の回答ですと、特色を踏まえた目的が規定されており、これまで積み重ねてきた歴史があることから、簡素・合理化はなじまないということなんですけれども、あそこの西平畑公園については、一つずつ増えてきたんですよ。初めが子どもの館だと思います。並行して西平畑公園ができた。その後、自然館、ハーブ館ということで、一つ一つ新しいものができるごとに、その施設の条例を定めてきました。

一方、公園条例というのは、町内にいろんな公園がある中のものを言っている公園条例です。今回、私ども産業厚生常任委員会が考えた内容は、西平畑は松田の象徴としての公園で、すごいいろんな施設があると。そういったもので、それだけ1つ特出しで公園条例にさせていただくと。そうすると、よその人がその条例の項目を引けば全部分かると。そのようなことで申し出たんですけれども、これが回答では、歴史があるから簡素・合理化はなじまないと。一つ一つの施設についてはホームページ等の媒体によって利用者に説明していきますということなんですけど、これについては私、やっぱり納得できないので、町長のお考えを示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長 恐らく多分私が回答したほうが納得していただけないんじゃないかなというふうに思いますけども。根っこにあるのはですね、私自身が今まで先輩たちがいろんな御苦労されてつくってきたものを、いきなり土足で踏みにじって、一気に変えるというふうなスタンスはもともと私は持ってないです。なかなか皆さん方でこんな話するのはないのであれなんですけど、一応座右の銘と聞かされると「温故知新」という言葉をいつも私は使うんですけども、やはりその中でやはり昔からの先輩たちがやっていくのにいいところを使いながら、今の時代に合わせていこうということを常にやっぱり思っています。ですから、先ほどのお話のようなことで、じゃあ一気に昔の御苦労されたことを新しい人が見て、何ていうんですかね、新しいことしか分からない。歴史が分からないと

いうことでは、よくないんだなと思ったので、今回に関しては、条例としては一括で出させていただきましたけども、一つ一つにそういった重みがあるというようなことを考えながら、あえて全部を一つにまとめて分かりやすくする。それって、今よくSNSとか何とか見てもそうですけど、結構写っていることしか分からなくて、薄っぺらいところで、ああじゃない、こうじゃないと言う人がいると思うんです。それでは本当に松田町の歴史や伝統を受け継ぐような松田人といいましょうかね、愛町精神を育めるのかという思いがありましたので、条例のこの件に関しては一つ一つにこれから新しい持続可能というか、持続的な事業を展開していくんだというふうなことでのプラスアルファをさせていただいたというふうに私は考えて御提案させていただきました。以上です。

5 番 田 代 今の町長の回答で、先輩がやってきたものを無理やり壊して、土足で踏みつけるようなことはしたくないと。歴史が分からなくなる。松田の伝統、歴史は大事にしたいと。だから、これはそのままいじらないんだよとありますけれども、この条例の中にはそういった昔の歴史だとかそういうのは入ってないと思います。ですから、私は一本化にするべきだということです。この件に関しては、時間の関係もありますのでね、平行線ということで、私は理解させていただきます。

次に、2点目でございます。入園料の関係です。入園料の創設。これについては、私も賛成です。ただ、内容についていろいろ意見があったので、今回は反対の立場にさせていただきました。まずそれが前段です。皆さん御存じのように、先般観光協会、商工会、商工青年会、そういった方から連名で入園料を創設してほしいというふうな陳情がございまして、議員とこの方たちと意見交換会も今定例会中にさせていただきました。本当に徴収させていただいている皆さんの御苦労は、生の声を聞いてすごい分かりました。

一方でね、私ども産業厚生常任委員会は、この条例の何を議論したかということをお話ししたいと思います。入園料を取るのには構わないんですけども、受益者負担の原則、桜まつりで大勢の人が来る。そのために交通誘導員が必要だ。仮設トイレが必要だ。本部の案内所で医療体制も設置しなきゃいけない。いろんな費用がかかります。その費用について、実際に訪れる人から受益者負

担ということで、今は協力金、この後、可決されれば入園料となると思いますが、それを頂いてその費用にすると。来たお客さんのためにその費用を使うということで、その費用について、産業厚生で議論した中で、200円、子供100円、これが令和2年度です。元年度は200円徴収しています。その金額が、元年度が1,324万、2年度が1,356万ですか。先ほど柳澤課長のほうから全体の初年度は46%しか取れなかった、次年度は60%。だから入園料としてしっかり制度をすれば、もっと入るよという説明は分かります。一方で、桜まつり、あれを行うのにかかった金額について出していただきました。その金額がおおむね1,400万です。1,400万。2か年とも1,400万台です。

私、何を言いたいかというと、受益者負担で、それにかかった経費、それは私は取っていいと思います。ですから、今、現状で試行でやっているのが200円、大人200円と子供100円。ですから、その数字を基に、少しおまつりに関する経費には足りない。であれば、300円が私は上限ではないか。300円で想定すると、頂いた資料ですと1,900万ぐらい入るのではないかと。それを上限にした条例であれば、私は問題ないと考えていました。ところが町長、今回500円のままで出てます。この真意について、町長のお考えについてお尋ねします。

町長 まず、お話を…最終的な300円が500円になった理由をということでしょうけどもね。1,400万円というものの本当に、これを例えば事業者に委託するなり何なり、もしした場合には、1,400万円では収まってないということが現実論です。実際のところ、意見交換されて感じられたという今、御意見を頂いたから、そこの話を頂戴して話をするとですね、あの方々は本当にボランティアでやられているので、これを本当に事業主体でここでやっていくとなると、当然もっとお金がかかるわけですね。そういった点でいくと、皆さん方がやっていただいているから300円でいいかというようなことが、全てがそれが当てはまるかという、そうなのかなという部分は正直私の中では今のところありません。

という前提を申した中でですね、とにかく、あの施設は皆さんと同様に、持続可能な立派な施設にしていかなきゃいけないと。ですから、毎年毎年かかっているお金だけではなくて、やっぱり維持管理費ですね。樹木を入れてもら

ったりもしていますし、ほかにやっぱりメンテナンスもしていかなきゃいけないこともたくさんあります。その部分は、今のところ現状、町が負担をしながら、皆さん方との連携を取りながら今やっていますけども、トータルして、年間に桜のあの1の分を考えたときに、どうかというふうなこともあるので、ここは目に見えてないお金も全体的にあの公園にかかっているというふうなことが1点あると思います。

最後にですね、先ほど言われた300円、何で300円にしたんだということで…500円にしたかという話させていただくと、あくまでも…あくまでもじゃないですね。なるべく今、町が直営でやっています。ちょっと幅広く言うと、ドッグランが本当に指定管理に、皆さん方の御協力をもって指定管理にさせていただき、町の職員の手が若干やっぱり減りました。古民家もこの後ということになりますけども、そういった格好で、官民連携をすることによって、うちの職員が少しずつ、伴走型で行くんですけれども、手が少し浮いてくる。そこ、浮いてくることは何がいいかというと、今からこれだけ厳しくなるというのは当然分かっていますし、財政推計見れば分かるように、義務的経費を下げていかなきゃいけないんです。ですから、これが例えば指定管理になった場合には、私は1人分の人件費は減ると思っています。ですから、年間にそういった1人分の人件費を減らすようなこととかも、経営者として考えていくのは当たり前のことですから、ぜひですね、これが500円でもひょっとしたら指定管理者が手を挙げてこない可能性もあります。何で1,000円じゃなかったのよというような、企画力のあるような、そういった提案をしてくれるような…も含めながらですね、指定管理をお願いしつつやっていくんですけども、ロウバイまつりも一応500円の入園料をやられているということから考えると、さすがにいきなり1,000円とかって難しいですし、やはり500円という部分の中から松田山の景色も含めた付加価値をですね、しっかりと町内外に発信し、売っていきいたいという…売っていきいたいという表現はあれですよ。訴えていきいたいというふうに考えて、今回500円というふうにさせていただきました。以上です。

5 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございます。ここで1点、私とちょっと考えが違うのが残念なんですけれども、町長は年間の経費、そういうのも考えて500円取り

たいというお話でした。産業厚生常任委員会でも、そういった西平畑公園にかかる経費、そういったものも担当から頂いております。おおむね3,000万弱、元年実績で2,900万、2年度想定で2,760万、このくらい公園の経費がかかるよと。そのうち、先ほどお話ししたように、1,400万ぐらいが西平畑公園の桜まつりにかかる経費なんです。おおむね半分弱です。私はその経費に関しては受益者負担として取るべきだと。その根拠は、300円あたりを上限にすればやりくりできるのかなと。

町長御心配の、やっぱり財政が厳しい、これから指定管理者にして、ある程度効率よくして、効率的に運営したいというお話ありますけれども、私ども産業厚生常任委員会では、やはり受益者負担として取るもの、それ以外に町が町民または広域の人のために公園として開放する部分、それについては一般財、町負担のお金を出していいと。極端に言うと、指定管理者ゼロが理想です。でも、やはり町の責務として、公園は多くの人憩いの場所です。そういった場所には、町税の負担は仕方ないというふうに考えています。ですが、今説明あったように、一緒にして、全部の費用を500円ぐらいだったら出せるかもしれない。もっと多くかかるかもしれないというのは、ちょっと私どもと考えが違っております。ロウバイと同じように500円という表現されましたけれども、あちらは駐車料金込みで、駐車料金は取ってないです。その中で経費算入して500円という設定をしています。松田のこちらの西平畑公園は、やはり先ほどいろいろ産業厚生で数字を頂いた中で、受益者負担、そういった中で500円の入園料が上限ではなく、今まで頂いた数字から300円が限度だろうと。それで、その時点でまた経費がかかるのであれば、また条例の再提案、そのように考えますけれども、町長いかがでしょうか。

町 長 まず1点目、これも大切なところだけちょっと修正をしないといけないなと思います。私が500円取りたいというふうなところは、今の直営のままで、今のような格好でやった場合には、500円を取れる事業としては、まだまだ未熟なところもあると思います。ですから、私自身が取りたいというのは、じゃなくて、指定管理業者さんに指定管理をお願いしたときには、500円取れるような、いろんな我々が想像しない、またさらにできないようなイベント企画をし

てもらったときには、そこは上限だよというふうにするための500円であって、あくまでも今のままで言うと、500円に設定させてもらっても、減免の規定をしなきゃいけないというようなことでのことですから、いかに私は500円取りたい、500円取りたいというのが、町なかで結局歩いていくような言い方をされると非常に困っちゃうなというのが1点目です。

観光事業のこの西平畑公園に、要はターゲットを与えたのはですね、毎年毎年皆さんと一緒に財政推計の話をすればするほど、お金がないというのは当然分かってきますし、その中で新しい事業をやってほしいという要望もたくさんあります。これから駅の周辺だって、毎年3,000万ずつの新しい真水のお金をどこから引っ張ってくるのかとか、いろいろ考えれば考えるほど、この観光というものに対しては、観光立町するためにはですね、逆にお客さんをたくさん来てもらうために、安いから来てもらうんじゃないくて、しっかりと受益者負担をしていただいて、もっとプラスアルファの事業をすることによって、付加価値でお客さんに来てもらえるのかな。ですから、今までは、ほんと…ちょっと長くなっちゃいますけど、観光行政をやっていたと、私はそう思っています。私の感覚は。これからやらなきゃいけないのは観光事業だと思っているので、しっかりと御負担を頂くものは御負担頂き、ちゃんと見返りの的に還元ができるような、そういうことを考えていきたいというふうに考えておりますので、これは正直な話、ちょっと私の今の現状で言うと、この条例の中で皆さんに御理解いただける努力をしてまいるところでございます。以上です。

5 番 田 代 町長のお話は分かりました。私の経験から言うと、やっぱり受益者負担の原則、それにかかる経費は徴収できるということで、食い違ってしまったんですけども、町長のお考えは分かりました。質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにした

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第2「議案第38号松田町生涯学習センター条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会審査報告書を読ませていただきます。

令和2年12月7日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、9月15日、10月21日、11月17日、12月4日及び7日に、委員6名中委員全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第3回議会定例会において付託された「議案第38号松田町生涯学習センター条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。教育課長及び担当職員出席のもと、松田町生涯学習センター条例について、本則を条ごとに、附則及び別表までの主旨、内容などの説明を受け、松田町生涯学習センター条例施行規則への委任関係、現在の松田町民文化センター条例及び松田町立公民館条例との比較を交えて、質疑を行って詳細に審査しました。

審査の結果、本来条例で規定すべき事項を、松田町生涯学習センター条例施行規則に修正を加えて補完することにより、条例としての効果があると判断をしました。

なお、次の項目について、強く申入れをする。

(1) 施設の使用承認は、不承認の手续が難しく、大きな問題に発展する危険性があるので、でき得る限り明文化すること。

(2) 使用料の全額免除は、一部を除いて原則廃止となるが、これは公的施設が民間施設に比べて廉価での使用料を設定していることを前提としているので、使用料の見直しの際は留意すること。また、現在の施設において全額免除としている団体等には、丁寧な説明をし、理解を求めること。

(3) 長年親しんだ「松田町民文化センター」の名称を改めることに関し、町民等への丁寧な説明及びアンケート等を実施し、理解を得るよう努めること。

(別紙) 議案第38号松田町生涯学習センター条例に対する修正案。

議案第38号松田町生涯学習センター条例の一部を次のように修正する。

第2条中「本町の文化」を「町民の文化」に修正する。

第3条第1号中「文化」を「文化・芸術」に修正する。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

4 番 平 野 この報告書の(2)番にありますので、私も傍聴もしていたので、この現在の、現在全額免除としている登録団体の扱いのことは、何となくはそうなのかなという期待程度では聞いていたんですが、やはりこれは条文の中にその言葉がやはり出てきていないんですけれども、これは現在の登録団体、無料はもうなくなるというのは皆さん了解はされていると思うんですが、その減免の対象になるのか、あるいはこの条文の中ではどこにそれが当たっていくのか、その辺りは議論されたでしょうか。

6 番 井 上 登録団体がどうなるかということはですね、条例の中にはですね、当然出てきていません。そこはですね、減免することができるということで、第11条使用料の減免の中です。そういったところでですね、あとはですね、第17条、利用料金の中でございますけれども、そういったところでの利用料金の第5項における利用料金の減額または免除等ということの中で、特にこういう今までの公民館といいますか、登録団体等に関するいわば優遇的な料金の対応ということはですね、なくなっていますので、それらを踏まえて報告書の中で申し上げましたように、団体等への説明、理解を求めることを執行者側にお願いをするということの申入れ事項を報告書の中に入れてさせていただきました。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

議案第38号松田町生涯学習センター条例に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決を求めます。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数です。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3「陳情第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和2年12月7日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、12月3日、7日に役場4階会議室において委員全員出席のもとに委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された「陳情第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で趣旨採択するものと決定しました。

2、審査の内容。子育て健康課長、福祉課長及び担当職員出席のもと、松田町及び足柄上郡、県西地区における医療機関、介護施設等の現状と対応策などについて説明を受け、審査を行いました。

長引くコロナ禍の中、医療に携わる人たちも疲弊し、医療崩壊につながるおそれも懸念されます。いつ終息するか分からないまま、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療・介護・福祉に十分な財源確保を行うことを趣旨採択するものとなりました。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。陳情第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について、趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和2年12月7日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、12月3日、7日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された「議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、条例制定の趣旨及び松田町経営安定緊急融資要綱などを詳細に審査しました。

審査の結果、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化している町内の中小事業者等に対する運転資金及び設備資金を補助することを目的とした融資に対する利子補給の制度であり、国が交付する新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金を次年度以降の利子補給の原資とするための基金であるため、必要な条例と判断しました。

町長には、新型コロナウイルス禍が続く中で経済が安定するまで、引き続き中小事業者等の経営安定の措置を講じるよう申し入れます。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について(産業厚生常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和2年12月8日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、12月7日、8日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された「議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、条例制定の趣旨、内容など及び株式会社D A S Iが松田町から指定管理者として指定を受けている松田町寄ふれあい農林体験施設（ドッグラン場ほか）における経営状況、利用者の推移、寄地域への貢献度などを確認することにより、当該法人の信頼度を詳細に審査しました。

審査の結果、上記施設での実績から株式会社D A S Iは、松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者として適切であると判断しました。今後の運営について、町は管理者と協議しながら地域活性化のモデルケースとなるように必要な支援を行うことを申し入れます。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

6 番 井 上 お伺いをいたします。この古民家「旧安藤邸」の指定管理者ということで、議案のほうにはですね、やはり農泊施設だということで、単に古民家を活用をした宿泊施設ではないというふうに理解をしています。その農業体験を伴う宿泊、農泊ということでは、やはり農業体験を提供するですね、地元との調整なり、そういう農業体験を育成をするという行政の主導的な方向性が必要かというふうに思います。そういった基盤がですね、しっかりしていないと、やはりここでいきなり指定管理者への指定ということで、農泊事業がスタートすることに対しては、どうなるのかなという思いがあります。そういった中で、農泊事業を行うやはり地元の体制等はどういうふうな準備がされているのかをお伺いをいたします。

4 番 平 野 このD A S Iさんにとっても、これまでの事業とはまた少し趣が違う、本当に新規事業に乗り出すということで、私たちもその新規事業の資料などを基に、やはりその辺を審査に当たりました。その結果、地域の様々な団体、寄アクティビティの会であるとか、自然体験に関わる資格を持っている、ニールという資格を持ってられる方々とか、そして藍染めや猟友会、それから炭焼きの体験など、今、寄で活発になりつつある様々な団体との連携も挙がっておりましたので、これは認めるべきであろうというふうな議論でありました。

6 番 井 上 そういった説明はですね、最初担当のほうからもありましたけれども、では実際にどういう連携をされて、今現在されているのか、それともそれらについ

てはこれからの課題になるのか。それらを含めて、先に指定管理者制度として選考してしまうということに対してのなかなか事業展開というのは難しいのではないかというふうに思いますので、それらの農泊事業の展開について、どういふような理解をされたのかをお願いをいたします。

4 番 平 野 委員会では、今どんな活動を一緒にやっているかところまでは、詳細には聞いてはいないんですけれども、ただ、この提案の中で、こうしたものを挙げてくるに当たって、まさか勝手に、先方との何のつながりもないまま挙げてくるわけではない。ある程度の何というか、地ならしはしているであろうというふうな理解をしております。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数です。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。日程第6同意第11号、日程第7同意第12号及び日程第8同意第13号は人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら質疑・討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、同意11号、同意12号及び同意13号は質疑・討論を省略し、採決とさせていただきます。

議 長 日程第6「同意第11号教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 同意第11号教育委員会委員の任命について。次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、松田町松田惣領197番地3。氏名、橋本整和。生年月日、昭和29年12月16日。

令和2年12月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和2年12月17日をもって教育委員会委員の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議長 町長の提案説明が終わりました。

質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第11号教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第7「同意第12号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 同意第12号人権擁護委員の推薦について。次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、松田町松田惣領1852番地11。氏名、吉濱容子。生年月日、昭和34年8月10日。

令和2年12月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和3年3月31日をもって委員の任期が満了するため、提案するものであります。よろしく申し上げます。

議長 町長の提案説明が終わりました。

質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第12号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第8「同意第13号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 同意第13号人権擁護委員の推薦について。次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田庶子1044番地12。氏名、平原有郎。生年月日、昭和28年10月19日。

令和2年12月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和3年3月31日をもって委員の任期が満了するため、提案するものであります。よろしく申し上げます。

議長 町長の提案説明が終わりました。

質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第13号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第9「選挙第3号松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長より指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

それでは、氏名、生年月日、住所の順で発表をいたします。氏名 田代実、生年月日 昭和30年8月15日、住所 松田町松田惣領3222番地。氏名 齋藤永、生年月日 昭和34年6月18日、住所 松田町松田惣領2230番地。氏名 井上栄一、生年月日 昭和29年8月25日、住所 松田町松田惣領738番地。氏名 中野博、生年月日 昭和23年6月25日、住所 松田町松田惣領617番地1。氏名 内田晃、生年月日 昭和31年6月21日、住所 松田町松田惣領608番地1。氏

名 大館秀孝、生年月日 昭和16年3月6日、住所 松田町寄3392番地。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました6名の方を松田町外二ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田代実君、齋藤永君、井上栄一君、中野博君、内田晃君、大館秀孝君は、松田町外二ヶ町組合議会議員に当選をされました。

当選されました6名は議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。田代実君、お受けいただけますか。

5 番 田 代 はい。

議 長 齋藤永君、お受けいただけますか。

10番 齋 藤 はい。

議 長 井上栄一君、お受けいただけますか。

6 番 井 上 はい。

議 長 中野博君、お受けいただけますか。

8 番 中 野 はい。

議 長 内田晃君、お受けいただけますか。

3 番 内 田 はい。

議 長 大館秀孝君、お受けいただけますか。

12番 大 館 はい。

議 長 以上で松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙を終わります。

議 長 日程第10「選挙第4号南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

それでは、氏名、生年月日、住所の順で発表をいたします。氏名 南雲まさ子、生年月日 昭和27年10月15日、住所 松田町神山421番地1。

お諮りします。ただいま指名をいたしました1名の方を南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました南雲まさ子君は、南足柄市外五ヶ市町組合議会議員に当選をされました。

当選されました1名は議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。南雲まさ子君、お受けいただけますか。

7 番 南 雲

はい。

議

長 以上で南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙を終わります。

暫時休憩いたします。

(15時29分)

議

長 休憩を解いて再開します。

(16時50分)

お諮りします。休憩中に、総務文教常任委員会委員長より総務文教常任委員会報告書の提出がありましたので、この議案を追加日程第3として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第64号物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)(総務文教常任委員会報告)を追加日程第3として追加してください。

議

長 追加日程第3「議案第64号物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

事務局は配付をお願いします。

(資料配付)

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長

それでは、総務文教常任委員会報告を申し上げます。

令和2年12月8日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月8日に委員6名中全員出席のもとに、役場4階4A会議室で委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、教育課長及び担当職員出席のもと、物品購入契約の締結について、指名競争入札が1者となった理由など詳細に審査しました。

審査の結果、教職員の業務を遂行する上で必要な物品であると判断した。

なお、次の項目について、強く申し入れをします。

(1) 物品購入に当たっては、公平性・競争性を確保するよう、発注仕様書等書類は十分注意をして作成するとともに、1者の入札は市場の適正価格が判断しづらく、町民の税金を多く使ってしまうおそれがあるので、少なくとも1者での入札とならないような方法で執行をすること。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「ありません」の声あり)

質疑なしのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第64号物品購入

契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）について、総務文教常任委員会の報告書のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することに決定しました。

議 長 日程第11「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。
令和2年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告を中野博君より報告願います。
8 番 中 野 それでは報告をさせていただきます。令和2年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告書。令和2年10月16日（金曜日）松田町議会議長 飯田一殿。足柄上衛生組合議員 中野博。

なお、内容につきましては、皆さんに配付してあるとおりでございます。そして事務局に資料がありますので、御高覧いただきたいと思っております。以上です。

議 長 中野博君の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で令和2年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告を終わります。

令和2年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を井上栄一君より報告願います。

6 番 井 上 それでは、足柄東部清掃組合議会報告書を朗読させていただきます。令和2年11月17日、松田町議会議長 飯田一殿。井上栄一、寺嶋正。

令和2年第2回東部清掃組合議会定例会に出席いたしましたので、次のとおり報告をいたします。

ということで、配付された文書のとおりでございます。一番最後にですね、

その他ということで、令和2年11月より、もう既にですね、東部清掃組合の組合長が大井町長に代わっているということでございます。

資料につきましては事務局にございますので、必要な方は御高覧ください。
以上でございます。

議 長 井上栄一君の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で令和2年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

次に、令和2年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を委員の内田晃君より報告願います。

3 番 内 田 それでは、令和2年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告をいたします。日時は令和2年11月12日に行われました。私と議長とで出席させていただきました。

内容につきましては、書いてあるとおりでございますので、後で事務局のほうに資料はございますから、御高覧していただきたいと思っております。以上です。

議 長 以上で令和2年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を終わります。

議 長 日程第12「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

産業厚生常任委員会委員長から、追加の申出書がありましたので、配付します。事務局は配付してください。

(資料配付)

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。

委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議 長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議、ありがとうございました。7日間にわたり御苦労さまでした。(17時02分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 3年 3月 2日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 1番 唐澤 一代

署名議員 2番 古谷 星工人